

**肝付町地域包括支援センター管理システム構築業務 及び
肝付町地域包括支援センター管理システム使用料【長期継続契約】**

仕様書

令和7年10月

肝付町地域包括支援センター管理システム構築業務及び 肝付町地域包括支援センター管理システム使用料【長期継続契約】仕様書

1 業務目的

肝付町地域包括支援センター業務を統括・管理するとともに、地域支援事業及び介護予防ケアマネジメント等が円滑に進み、介護予防効果が達成されるよう支援するためのシステムを構築する。

2 コンセプト

万全なセキュリティのもと、クラウド型サービスを利用した業務効率化、コスト削減、安定稼動を実現するシステム構築とする。

3 件名

肝付町地域包括支援センター管理システム構築業務及び肝付町地域包括支援センター管理システム使用料【長期継続契約】

4 委託の範囲

肝付町地域包括支援センター管理システム環境構築を範囲とする。

5 委託期間

契約締結日から60ヶ月

6 構成要件

(1) 業務体制

- ・地域包括支援センター 1拠点
- ・サブセンター 3拠点

(2) 業務体制の運用

クラウドサービスによる業務体制の運用

本構築業務で求めるクラウドサービスとは、機能要件で必要とされる機能等をインターネット回線を通じて、利用できることを意味しており、構築後は、そのサービスに対して、対価を支払うことを前提としている。クライアントごとにソフトウェアをインストールするものではなく、インターネット回線を通じて、いつでも・どこでも受託事業者が用意する機能等の利用が行える必要がある。

なお、Chrome OSで問題なく使用できることとする。

7 機能要件

別紙1参照

8 データ移行（取り込み）

基本マスターデータ（CSV加工済み）を取り込む作業とする。その他のCSV加工済みデータについては、可能な限りすべてを取り込むこととする。

(1) データ規模

- ・基本マスターデータ
- ・基本マスターデータ項目 氏名、生年月日、性別、住所、郵便番号、電話番号、居住地区、担当包括、担当包括職員、介護保険被保険者番号、保険者番号、保険者名、公費情報、居宅サービス計画書作成依頼届出日、要介護認定区分、要介護認定日、緊急連絡先、区分支給限度基準額、区分支給限度額管理期間、居宅事業所ケアマネ名、ケアマネ介護支援専門員番号、地域包括担当者名、公費受給者番号、公費負担者番号

(2) 必須移行データ

基本マスターデータは移行項目を現在のシステムから抽出を前提として、必ず移行すること。

(3) その他のデータ

その他のデータの取り込みについて費用が発生する場合、事前に協議の上決定すること。

9 その他

(1) 研修

- ・利用者研修を行うこと
- ・利用者研修開催後、利用者がシステム操作に慣れるよう、テスト環境等で操作練習の機会を設けること

(2) 研修成果物

- ① 操作マニュアル。
- ② その他、必要に応じて双方協議の上、決定する。

10 運用要件

(1) 運用保守の提案について

前述の「3 件名」から「9 その他」とは別に、令和8年1月から、5年間の運用保守についても提案を求め、その内容について、評価することとする。

本町が求める運用保守については、以下のとおりである。

【留意事項】

- ・運用保守の内容（作業範囲、スケジュール、保守体制、貴社と本町の役割分担等）及び積算根拠を具体的に明記すること。なお、提案内容について、技術点で評価を行う。
 - ・運用保守の費用（5年間分）については、本町が提示する運用要件「（2）肝付町地域包括支援センター支援システム保守必須要件」は、2,320,000円（消費税相当額を含まない5年間分の金額）を上限とし、算出すること。
なお、「（2）肝付町地域包括支援センター支援システム保守必須要件」の費用についても、価格点で評価を行う。
 - ・業務時間 365日 24時間とする。
- (2) 肝付町地域包括支援センター支援システム保守必須要件
- 運用を行う事業者はシステムを正常かつ円滑に運用できるように、以下の保守を行うこと。
- 保守は、IDC内にて365日24時間体制で行うこと。
- ① 電話サポート時間
 - ・月曜日から金曜日までの8時30分から17時30分までとする。
 - ② 保守監視
 - ・保守時間内は、システム稼働状況を監視し、障害発生時には30分以内に一次連絡を行うこと。
 - ③ 障害対応
 - ・障害原因が不明な場合は、障害発生時から1時間以内に現地に到着できること。（遠隔操作を含む）
 - ④ バージョンアップ
 - ・機能強化及び法制度改正によるパッケージのバージョンアップやメンテナンスに対応すること。
 - ・OS・ブラウザのバージョンアップに対応すること。
 - ・バージョンアップの適用にあたっては、本町にあらかじめ十分な説明を行った後、適用すること。

- ⑤ バックアップ処理
 - ・毎日バックアップを行い、IDCへ設置するサーバまたは、ホスティングサーバ異常時には前日まで戻すこと。
 - ⑥ 問い合わせ窓口（サポート電話は上記の①の時間。緊急性の場合は、代表電話とする）
 - ・操作・設定変更等に関する問い合わせ窓口を用意し、原則として、本町の開庁日・開庁時間内に、メール・電話による問い合わせが可能なこと。
 - ・障害発生時の問い合わせ窓口を用意すること。
 - ⑦ セキュリティ対策
 - ・サーバへの、アクセスログを取得すること。
 - ・情報漏えい対策が十分にとられていること。
 - ・証明書の導入等により利用できる端末を制限すること。
 - ・回線はSSL（2048bit）TLS1.2以上の強度のものを使用すること。
 - ⑧ マニュアルの改訂
 - ・本町に納入した各種マニュアルの記載内容に変更等が生じた場合は、随時、改訂版を作成して提出すること。
 - ⑨ 報告書の提出
 - ・システム提供サービス及びSIサービス等の報告を必要に応じて行うこと。
- (3) 業務終了時におけるデータの取り扱いについて
- クラウドサービスにおいて蓄積される様々なデータは、発注者側にとって貴重かつ重要な情報資産である。クラウドサービスを利用する場合、この情報資産を受注者の資産（サーバ等）で管理することとなる。こうしたことを踏まえ、業務終了時には、データ移行を前提に、必要なデータを簡単にかつ確実に抽出できる仕組みを求める。